

令和 6 年度開成町定期監査報告書

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により令和 6 年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をしたのでその結果を報告する。

1 監査の期日

令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 8 月 4 日まで（7 日間）

2 監査の方法

令和 6 年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、予算執行、契約締結及び補助金交付決定等の各関係書類、並びに企業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表及び決算付属資料を基に、各所属からの説明を徴し、予算執行等の適正について監査した。

3 監査の結果

令和 6 年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、下記に記載のとおり指摘すべき事項があったものの、概ね適正に執行されていたと認められる。

（1）一般会計

① 広域行政負担金について

広域行政での負担金は、各協議会等で負担割合を算出しているが、負担割合を再検討される際は、社会情勢、公平性、繰越金の状況等を十分検討したうえ、見直しを検討されたい。

② 行政連絡員報償費について

広報等の配布は、各自治会配布からポスティング配布へ変更し、ポスティング配布業務委託料として支出しているが、行政連絡員の報償費は現状維持とされている。報償費の額の決定根拠を示されたい。

③ 地球温暖化対策推進事業について

地球温暖化対策推進事業の負担金、補助及び交付金の不用額は 6,100 万円ほどである。この事業は、開成町ゼロカーボンシティ創成加速化計画（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）に基づいて実施されているが、主な財源は国庫補助金であるため、国と協議・調整のうえ事業を推進していただきたい。

（2）特別会計

特段の指摘事項はない。

（3）企業会計

特段の指摘事項はない。

令和 7 年 8 月 4 日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 檜村 雄一

開成町監査委員 佐々木 昇